

一、食糧は乗組員の意思に副ふ様必ず改善する事
一、年二回の賞典金は確實に支給する事

一、勤続手當は

イ、水火夫船長勤続一ヶ年に對し月額金一圓三ヶ年に對したる

場合は更に月額金二圓五十錢也を支給の事

ロ、其他勤続一年に達したる者一人に對し月額金一圓を支給す

三ヶ年に達したる場合は更に月額金二圓を支給す

右昭和七年十二月一日實施

十一月二十五日

日本海員組合 福岡支部長
門司

責任者 久保田長一郎

東海網業若松工場従業員待遇改善要求事情

- 一、名 稱 東海網業株式会社若松工場
- 二、所在地 若松市濱町
- 三、事業種類 金網品製造（網板織等）
- 四、代表者 支配人 鈴木 枘 藏
- 五、従業員数 一八六名（昭和七年六月一日現在）
- 六、待遇改善を要求するに至りたる事情

本工場は昨年末以來事業漸次好轉し本年三月より月二日（第一、第三日曜）の休日を取ると共に工程拂制度を施し従來の十時間労働に二時間乃至四時間の残業を行ひつゝあつたと
 ころ、本年五月頃に至り一部急進職工より職工研究會の幹部は待遇改善を要求せんとして先づ金網工の加給を勧誘し
 其の賛成を得たので、遂に六月八日協業の結果各部（製網、製板、工作、電氣等）より委員三十四名を選出し別紙五ヶ條

19
20